

「清流の国ぎふ」観光回廊づくり推進事業費補助金交付要綱別表1の「6消費税免税店開設準備事業」等の取扱い要領

(目的)

第1条 この要領は、「清流の国ぎふ」観光回廊づくり推進事業費補助金交付要綱別表1の「6消費税免税店開設準備事業」、「7多言語化整備事業」、「8Wi-Fi環境整備事業」、「9トイレ洋式化事業」、「10ムスリム受入体制向上事業」、「11着地型体験プログラム造成事業」、「12決済端末導入準備事業」及び「13多言語コミュニケーションツール導入事業」の補助対象事業又は補助対象事業者に該当するか否かについての判断基準等を定めることを目的とする。

(「6消費税免税店開設準備事業」)

第2条 要綱別表1の補助対象事業欄に記載された「消費税免税店(一般型輸出物品販売場)開設に必要な環境整備事業(※8)」は、消費税免税店(一般型輸出物品販売場)としての許可を得ている店舗が、新たに機器環境を整える場合も開設に含めるものとする。

2 要綱別表1の補助対象事業欄に記載された「免税手続き一括カウンター(承認免税手続き事業者)及び消費税免税店(手続委託型輸出物品販売場)開設に必要な環境整備事業(※8)」は、免税手続き一括カウンター(承認免税手続き事業者)及び消費税免税店(手続委託型輸出物品販売場)としての承認・許可を得ている店舗等が、新たに機器環境を整える場合も開設に含めるものとする。

(「7多言語化整備事業(「観光案内所等における多言語コミュニケーション対応開始又は拡充のために必要な環境を整備する事業」を除く。))」、「8Wi-Fi環境整備事業」、「9トイレ洋式化事業」、「10ムスリム受入体制向上事業」、「11着地型体験プログラム造成事業」及び「13多言語コミュニケーションツール導入事業」)

第3条 要綱別表1の補助事業者欄に記載された「宿泊事業者(※9)及び知事が認める外国人向け観光集客施設・体験プログラム運営事業者」又は「宿泊事業者(※9)、飲食店(※10)及び知事が認める外国人向け観光集客施設・体験プログラム運営事業者」に地方公共団体は含まない。

2 「飲食店(※10)」で規定する「食品衛生法食品衛生法(昭和22年法律第233号)号第52条第1項に規定する飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた者のうち知事が認める者」は、メニューの多言語表記及びパンフレット又はホームページの多言語化を行っている者その他これに類する者とする。

3 「知事が認める外国人向け観光集客施設・体験プログラム運営事業者」は、以下の各号に定める者その他これに類する者とする。

1. 施設自体に観光集客力のある施設又は観光資源として広く理解を得ている施設(遊

- 園地、水族館、博物館、テーマパーク、ロープウェイ、遊覧船等)を運営する事業者
2. 自然・文化体験プログラム運営事業者
 3. 消費税免税店(一般型輸出物品販売場)・免税手続き一括カウンター(承認免税手続き事業者及び手続き委託型輸出物品販売場)
 4. 県内ローカル鉄道事業者
 5. 観光案内を行う拠点を運営する者

(「12 決済端末導入準備事業」)

第4条 要綱別表1の補助対象事業欄に記載された「県内観光関連事業者」に地方公共団体は含まないものとする。

- 2 要綱別表1の補助対象事業欄に記載された「県内観光関連事業者」が、「6 消費税免税店開設準備事業」の補助対象者であり、かつ「電子決済等の開始に必要な環境を整備する事業」を実施する場合には、当該事業を「6 消費税免税店開設準備事業」として申請することができるものとする。

付則

この要領は、平成28年9月6日から適用する。

付則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

付則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。